

平成27年度函館市事業評価調書

平成27年6月作成

整理番号	29	事業名	結核対策特別促進事業費		事業の性質別	裁量的経費	区分		
予算事項名	大事項	感染症予防費		中事項	結核対策特別促進事業費		部課名	保健福祉部保健所保健予防課	
事業開始年度	平成 17 年度	根拠法令等	あり	<input checked="" type="checkbox"/> 法律・政令・省令名(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) <input type="checkbox"/> 道条例, 規則, 要綱等() <input checked="" type="checkbox"/> 市条例, 規則, 要綱等(函館市地域DOTS(直接服薬確認療法)事業実施要領)				電話番号	32-1547

1. 事業の目的・必要性と内容 (PLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

目的・必要性	【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業を実施することにより、効率的・効果的な結核予防対策の推進に資することを目的とする。
	【必要性】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14の規定により、保健所長は結核患者に服薬支援を行うこととされている。
内容	函館市地域DOTS(直接服薬確認療法)事業の実施 ①服薬支援者の派遣: 服薬支援者を対象患者の居宅等に派遣し、確実な服薬の確認と支援を行う。 ②コホート検討会: 患者の服薬支援に関わる全ての職員の参加を得て、DOTS対象者全員の治療成績のコホート分析とその検討を行い、函館市地域DOTS事業の評価・見直しを行う。 ③DOTS事業推進技術者養成事業: 保健師等の事業従事者を結核研究所等に派遣し、計画的な人材の育成を図る。

2. 概算総事業費 (DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

(単位: 人, 千円)

		平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度予算	平成26年度決算見込	平成27年度予算	平成28年度予算要求
事業費 (A)		300	206	664	180	333	0
特定財源	国・道	300	206	664	180	333	
	市債						
	その他						
一般財源							
事業を実施するために必要な人件費 ※人工は小数点第3位を四捨五入しているため、実際に人工がかかっている場合もある。	職員	人工 0.25 1,877	人工 0.25 1,805	人工 0.25 1,823	人工 0.25 1,823	人工 0.25 1,878	人工 0.00 0
	嘱託職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0				
	臨時職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0				
	人件費(B)	1,877	1,805	1,823	1,823	1,878	0
総事業費計(A+B)		2,177	2,011	2,487	2,003	2,211	0

3. 活動実績 (DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
服薬支援対象者	人	11	15	41	

4-1. 成果等 (DO:アウトカム)

※事業の成果指標は何か。

成果指標	治療完了率
------	-------

4-2. 成果等 (DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等	服薬支援者を派遣し服薬の確認と支援を行うことで、結核患者の治療中断を防止することができた。また、コホート検討会では、感染症診査協議会委員、結核病床を持つ医療機関を含む指定医療機関や、訪問DOTS受託事業所等関係機関が参加し、治療成績のコホート分析や服薬支援していく上での課題、独自の取り組み等の情報交換を行った。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目	評価内容	評価内容の説明	評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の市民ニーズ	評価対象外	コスト・負担	コストの節減度	節減できている	国の通知により服薬支援対象者が拡大したため、服薬支援の委託件数が増加し、コストが増加すると考えられる。
	市の関与の妥当性	法令・条例等の根拠により関与が妥当		将来コスト増減見込み	現在より増加する可能性	
成果・有効性	成果の達成状況	達成している	受益者負担の適正度	評価対象外	市内の全訪問看護事業所に受託希望調査を行っている。訪問看護事業所への委託による服薬支援により、保健所保健師と訪問看護師の連携のもと、きめ細やかな支援をすることができた。	
	事業目的実現のための手段	現手段も有効だが他の手段も考えられる	外部委託の可能性	すでに実施		
		法により行うこととされている事業であるため、必要性という意味では評価することができない。	実施方法の効率性	図られている(今後の改善は難しい)		
評価結果から明らかになった課題事項など						

6. 今後の改善策 (ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

今後の方針 (改善・見直し内容)	基本方針	(事業について) 法により行うこととされている事業であり、法改正等がなければ現行どおり継続する。
	現行どおり	(経費について) 実施する事業に要する経費については「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を受けているが、国の予算が裁量的経費であり、申請額より減額されて交付されることもあることから、経費について適宜見直ししていく必要がある。

参考:他の自治体の状況

比較参考値 (他の自治体の類似事業の状況など)	法により行うこととされている事業であるため、他の保健所設置市においても同様に事業を実施しているが、事業費等は把握していない。
----------------------------	----------------------------------------------------------------